

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置対象有資格業者

番号	業者名	住所	課徴金減免措置適用事業者 ※(1)	過去3カ年以内に独占禁止法違反により指名停止 ※(2)	過去10年以内に課徴金納付命令を受けた者 ※(3)
①	(株) サタケ	東京都千代田区外神田4-7-2	○		
②	井関農機(株)	愛媛県松山市馬木町700			
③	ヤンマーグリーンシステム(株)	大阪府大阪市北区鶴野町1-9	○		
④	(株) クボタ	大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47	○	○	○
⑤	静岡製機(株)	静岡県袋井市山名町4-1			
⑥	日本車輛製造(株)	愛知県名古屋市中熱田区三本松町1-1	○	○	○

※(1)：「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」7-4に該当

※(2)：「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3第2項第二号に該当

※(3)：「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第4第三号に該当

### 2. 指名停止措置期間：

- ①平成27年4月28日 から 平成27年5月27日 1ヵ月
- ②平成27年4月28日 から 平成27年6月27日 2ヵ月
- ③平成27年4月28日 から 平成27年5月27日 1ヵ月
- ④平成27年4月28日 から 平成27年7月27日 3ヵ月
- ⑤平成27年4月28日 から 平成27年6月27日 2ヵ月
- ⑥平成27年4月28日 から 平成27年7月27日 3ヵ月

### 3. 指名停止措置の範囲： 四国地方整備局管内

### 4. 事実概要：

公正取引委員会は、農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、特定農業施設工事について、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成27年3月26日、(株)サタケ外6社に対して同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

また、前記7社以外の、日本車輛製造(株)についても独占禁止法違反の事実があったことが公正取引委員会により認定されている。

なお、①③④⑥の業者については、課徴金減免制度の適用事業者であることが公正取引委員会から公表されている。

### 5. 指名停止措置理由：

有資格業者である当該業者らが、独占禁止法に違反する行為を行っていたことが明らかになったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」

という。)別表第2第5号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

また、①③の業者は、措置要領第3第3項及び同運用基準7-四に該当し、④⑥の業者は、措置要領第3第2項第二号、同第4第三号、同運用基準7-四に該当する。

○指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

○指名停止措置要領 (抜粋)

(指名停止の期間の特例)

第3

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍)の期間とする。

一 省略

二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4条第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4～6 省略

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4

部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一～二 省略

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍(別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍)の期間

四～五 省略

○指名停止等の措置要領の運用基準 (抜粋)

7 別表第2関係

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 入江正利 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 兼井政勝 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 高崎勝行 (内線2512)